

憲 法 (配点 60 点)

以下の設例を読んで、設問に答えなさい。

【設例】

X1 及び X2 は、いずれも同性愛者の男性であり、居住地の市役所において婚姻届を提出したが、民法及び戸籍法の関連規定（以下「本件関連規定」という。）に基づき、両者が同性であることを理由に不受理とされた。

そこで、X1 及び X2 は、同性の者同士の婚姻（以下「同性婚」という。）を認めていない本件関連規定が、憲法 13 条、14 条 1 項、並びに、24 条に反するにもかかわらず、国が必要な立法措置を講じていないことは、国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法であると主張し、慰謝料各 100 万円を請求する訴訟を提起した。

【設問】

本件関連規定の憲法適合性について、あなた自身の見解を述べなさい。解答に当たっては、憲法 13 条、14 条 1 項、24 条の全てについて触れることを求めるが、各条項について満遍なく論じてよいし、いずれかの条項に重点をおいて論じてよい。

なお、国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法かどうかについては、述べなくてよい。

<資料> (本件関連規定)

民法 (明治 29 年法律第 89 号)

第 739 条 第 1 項 婚姻は、戸籍法 (昭和 22 年法律第 224 号) の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずる。

戸籍法 (昭和 22 年法律第 224 号)

第 74 条 婚姻をしようとする者は、左の事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。

- 一 夫婦が称する氏
- 二 その他法務省令で定める事項

以上